

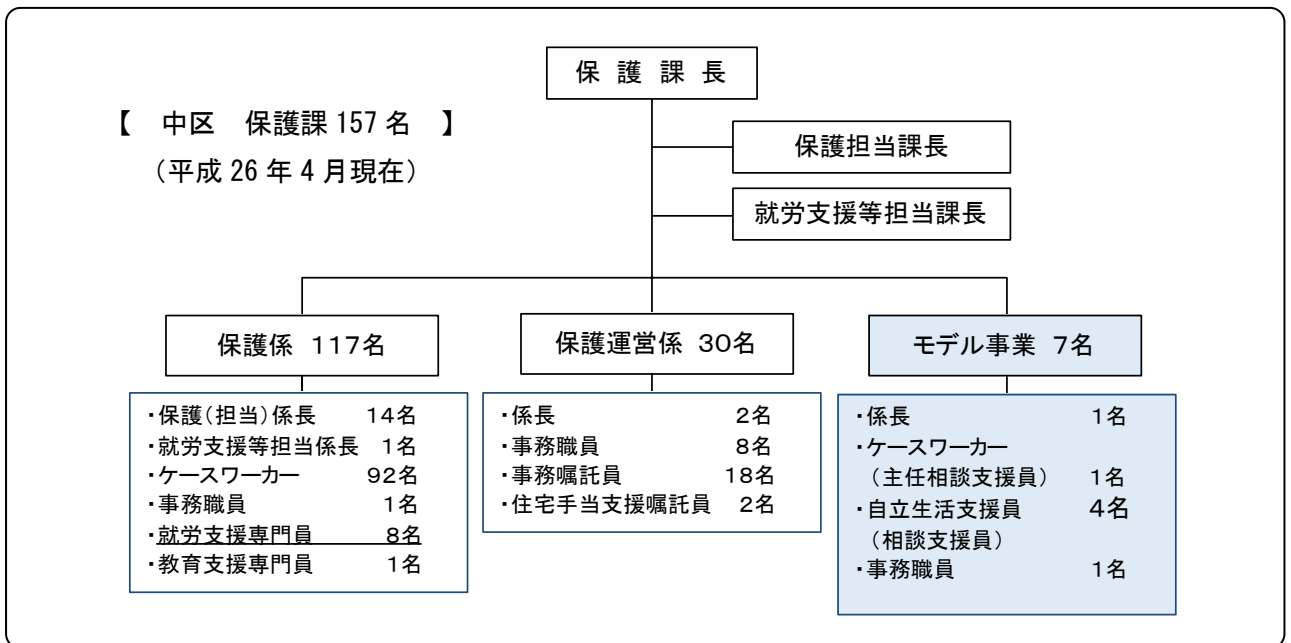
## － 6 自治体の取組－

### (Ⅱ) 生活困窮者自立促進支援モデル事業 についての取組

# I. 横浜市（中区）の生活困窮者自立促進支援モデル事業の展開

（※生活困窮者自立促進支援モデル事業について、契約主体を横浜市・実施主体を中区としているため「横浜市（中区）」と標記する。）

横浜市では、「健康福祉局 生活福祉部 保護課（所属員 52 名のうち専任係長 2 名、社会福祉職 2 名、事務職 1 名が担当）」が契約主体となり、平成 25 年 10 月から生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施した。ただし、実施地域を中区に限定しており、「中区福祉保健センター保護課」が実務上の実施主体となっている。中区は多くの生活保護受給者を抱えているため、保護課の陣容は 93 名のケースワーカーをはじめ、総勢 157 名（平成 26 年 4 月現在）から成っている。モデル事業については、下図のとおり、保護課長の下、7 名が担当している。



本モデル事業においては下表のとおり、横浜市（中区）が直営で自立相談支援事業を行っている。一方、就労準備支援事業については、従来から委託運営している自立支援プログラムを生活困窮者も含め実施し、家計相談支援事業については「NPO法人 みらいじぶん生活・らしく」へ委託の上、運営することとした。

## 事業の委託状況

自立相談	就労準備	家計相談	開始年月
行政直営	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ協会 社会福祉法人 神奈川県匡済会	NPO法人 みらい じぶん生活・らしく	平成25年 10月

## 1. 自立相談支援事業について

### (1) 自立相談窓口の運営体制

自立相談支援窓口については中区役所内に設置されている生活保護、ホームレス自立支援、及び住宅支援給付制度と同じ『生活支援相談窓口』を併用することとした。したがって、本モデル事業の相談受付も同様の窓口対応が採られており、面接担当ケースワーカーが相談者から生活状況を総合的に聞き取り、最も適した制度を案内している。



(横浜市(中区)相談窓口の様子)

自立相談支援事業についての職員体制は、係長1名、主任相談支援員1名、自立生活支援員(相談支援員)4名(嘱託)、事務職員1名の計7名である。相談者のアセスメントに当たっては傾聴を大切に、生活状況等をアセスメントシート(「みずほ情報総研」所定帳票)に基づき可能な限り幅広く確認するよう試みている。

### (2) 庁内・関係機関との連携と支援調整会議の運営状況

中区福祉保健センター保護課では、事業運営に当たって、庁内各課(税務課・保険年金課・高齢障害支援課・こども家庭支援課・福祉保健課)、関係機関である社会福祉協議会、ハローワーク、及び民生委員会等で本モデル事業について個別に説明を行い、連携を深めている。

また、関係各課・機関で構成される支援調整会議については、迅速な支援決定を行うため、随時と定例(月1回)の2段階で実施している。随時会議は、相談者本人参加の下、主任相談支援員と自立生活支援員、及び必要に応じて関係機関担当者が出席の上、開催しており、相談者の課題整理、目標設定、及びプラン案の作成を目的としている。なお、定例支援調整会議のメンバーと開催目的は、下表のとおりである。

#### 定例支援調整会議の開催目的とメンバー

開催目的	月1回開催し、個々のプラン内容を協議・確認し決定すると共に支援の実施状況を共有する。
メンバー (主に実務レベル担当者)	保護課長、担当係長、*主任相談支援員、*自立生活支援員、区役所内関係課職員(税務課・保険年金課・高齢障害支援課・こども家庭支援課・福祉保健課)、社会福祉協議会、ハローワーク、就労準備支援事業者、家計相談支援事業者、法テラス

(\*随時会議コア・メンバー)

さらに主に各機関の管理職等で構成される「ネットワーク連絡会」を次ページ表のとおり年2回開催し、モデル事業全般の枠組みに関する検討等を行っている。

## ネットワーク連絡会の開催目的とメンバー

開催目的	年2回開催し、一体的かつ効率的な支援を実現するためのネットワーク構築についての検討、及び不足するサービス・社会資源の開発等に関する検討を行う。
メンバー	定例支援調整会議参加の各機関に加え、区役所区政推進課、地域振興課、民生委員

## 2. 就労準備支援事業について

横浜市（中区）では、生活保護受給者向けに展開している事業の対象を生活困窮者にも拡大して実施する方針である。

## 3. 家計相談支援事業について

### （1）家計相談支援事業の運営体制

横浜市中区では、家計相談支援事業については、「NPO法人 みらいじぶん生活・らしく」に業務委託をしている。同団体は、神奈川県多重債務者問題に係る生活再建支援相談事業を中心に展開しており、平成26年8月現在、司法書士、ファイナンシャルプランナー、消費生活アドバイザー等の有資格相談員35名を擁している。また、中区からの委託事業に関しては、うち19名の相談員が担当エントリーをしている。中区は、毎週火曜日13時～17時を家計相談の定例の面談日と設定しており、同団体から派遣された家計相談員が区役所内の相談窓口で対応している。

家計相談手続きの流れは、まず、自立生活支援員がアセスメントを実施し、家計相談支援の必要性をプラン案に盛り込み、随時、支援調整会議が支援を決定する。次に家計相談員が、申し込みを受けて改めてアセスメントを行い、家計支援プランを作成する。その後、プランに沿って2回目の面談等の支援が開始される、といった手順となる。

### （2）家計相談支援事業の運営状況

家計相談支援事業では、相談者に対して家計収支の改善や管理方法、債務整理について支援を行う。しかし、家計管理上の問題発生の背後には、親の年金・資産に依存する等の家族問題や精神疾患等の病気による失業問題ほか、複合的な要因の存在するケースが多い。

このような複合的要因が存在する場合、まず、生活全般についての相談者の再建意欲を高める必要がある。同団体では、自立意欲を引き出すために傾聴を重ね、複合的要因を含めた十分なアセスメントを行い、信頼関係を構築することを最優先している。その上で、家計収支の管理方法や家計再建に向けての支援が開始されるのだが、「借金の解消」といった明確な達成目標をプラン提示することで、意欲をさらに高める工夫をしている。また、緊急的な貸付が必要となるケースはほとんど無いとのことである。

同団体による家計相談支援件数は、本事業を開始した平成25年10月～平成26

年3月までが7件、平成26年4月～8月が14件で、9月1日現在、11件が相談継続中となっている。

### (3) 家計相談支援事業の運営に当たって

相談窓口が区役所3階の「生活支援相談窓口」に併設されているため、自立生活支援員と家計相談員の同席が容易で、一体的に支援を行っている。また、司法書士有資格の家計相談支援員が対応するため、任意整理や自己破産といった法的救済の方法を専門家から説明してもらうことになり、相談者自身も安心して生活再建方法を考えられることになる。

課題としては、相談者の立場からは同「窓口」は、本来、生活保護受給者向けに設けられたものであり、相談場所に抵抗を感じる可能性がある。「NPO法人 みらいじぶん生活・らしく」としては、これまでの支援事業の経験から、相談者の抱える事情がそれぞれ異なるので、家計管理が軌道に乗るまでに1年以上の長期間にわたることを想定している。しかし、本事業におけるプラン策定期間は6ヵ月～1年とされており、両者の時間軸にずれが生じている。また、家計相談支援事業においては、プラン終結を判断する基準が必ずしも明確ではないという本質的な課題もある。さらに、家計相談員については、家計管理や法的な専門家といった分野に加えて、傾聴等のカウンセリング・マインドを要求されるが、研修等で一朝一夕に養い難く、経験を積み重ねる必要があることなどが挙げられる。



(家計相談事業の案内ポスター)

## 4. 相談支援員の確保・育成について

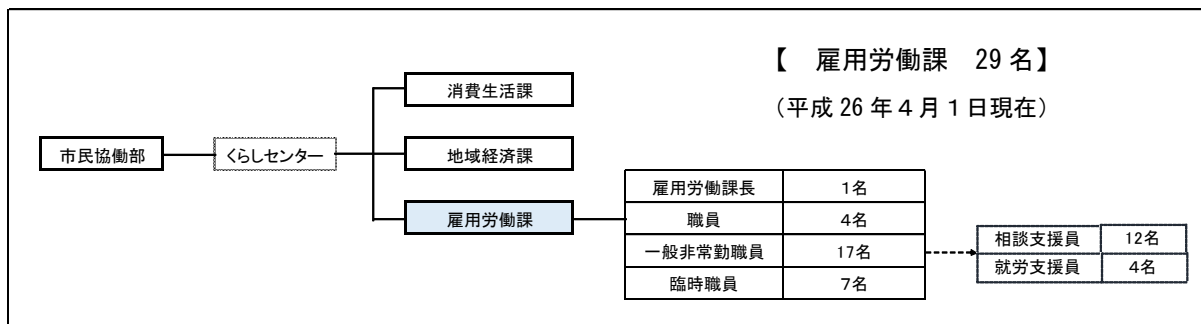
横浜市中区では、役割の重要性を勘案して、正規の社会福祉職を主任相談支援員に任命している。そして主任相談支援員が、コーディネーターとして他制度へのリファー、社会資源の活用・連携において大きな役割を果たしている。また、ケースカンファレンスで種々のアドバイスをを行い、相談支援員の育成・指導をしている。一方、相談支援員もキャリアを活かしながら、様々な分野（子ども・障害・高齢等）の研修会に参加している。

## 5. モデル事業関係者からの声

- (1) 相談者本人参加の下、支援調整会議を随時、開催することで、法定サービス利用を含めたプランの方針を本人と早期に確認できる。
- (2) 家計相談支援について、事前の想定以上に相談ニーズがある。
- (3) 庁内各課間の連携は強化されてはいるものの、各課で本来のミッションが異なることから、なお取組を進める必要がある。
- (4) 本事業は、伴走型の長期・段階的な自立支援を行うが、事業に対する評価は足元の就労件数に焦点が向けられやすく、長期間の支援が必要な困難性の高いケースが適正に評価されないリスクがある。
- (5) 「生活困窮者」の定義は『現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者』と、定性的であり、施行後にどの程度各自治体のモデル事業を踏まえ具体化されるかを感じている。
- (6) 法律に基づく制度であるが、自治体により任意事業の取組の有無等で差異が生じることへの懸念が残る。
- (7) 「困窮」という言葉が、相談者に対して使うには配慮が必要な場合もあり、表記にあたっては別の表現等が望ましい。

## II. 豊中市の生活困窮者自立促進支援モデル事業の展開

豊中市では、本モデル事業については、これまでの就業支援実績等を反映して、全国的にも珍しく労働担当部局である「市民協働部 雇用労働課（所属員 29 名うち一般職非常勤 17 名、臨時職員 7 名）」が所掌している。雇用労働課は市の雇用労働行政の柱となる事業である「地域就労支援センター」と「無料職業紹介所」を直轄しており、12 名の相談支援員（うち 1 名は主任相談支援員）と 4 名の就労支援員を擁している。



事業運営については、従来の「地域就労支援センター」をはじめとする相談機能を活かしながら、行政が直営で主導しており、自立相談支援事業は委託先である豊中市社協、「一般社団法人 キャリアブリッジ」との三者連携方式を採っている。さらに就労準備・就労訓練事業の推進については、行政で事業の企画・プラン作成・評価を行い、訓練・実習現場について民間の企業等に委託の上、実施している。

自立相談	就労準備	就労訓練 (中間的就労)	開始年月
行政直営 豊中市社会福祉協議会 一般社団法人「キャリアブリッジ」	行政直営 (訓練・実習を 企業等に委託)	行政直営 (訓練・実習を 企業等に委託)	平成25年 4月

### 1. 自立相談窓口の運営体制

自立相談支援事業については、「地域就労支援センター」と無料職業紹介所をベースとして、「暮らし再建パーソナルサポートセンター」（受付時間 9:00～17:00）を開設した。なお、開設に伴う相談支援員等の増員は行っていない。運営において

窓 口	所 属	体 制
暮らし再建パーソナル サポートセンター	雇用労働課	主任相談支援員 1 名、相談支援員 11 名、就労支援員 4 名（「企業開拓員」）
暮らし再建パーソナル サポートセンター@いぶき	キャリアブリッジ	相談支援員 12 名（うち常勤者 1 名）看護師、臨床心理士等の有資格者
暮らし再建パーソナル サポートセンター@社協	豊中市社会 福祉協議会	主任相談支援員 2 名（CSW が兼務）、相談支援員 2 名

は、雇用労働課と委託先の豊中市社協、キャリアブリッジの三者が密接に連携している。この運営体制においては、行政の「就労支援」、豊中市社協の「地域福祉活動とアウトリーチ」、キャリアブリッジの若者支援で培った「専門性」という各々の強みが活かされている。相談窓口については、3カ所に設けている。

## 2. 庁内・関連機関との連携と支援調整会議の運営状況

自立相談支援事業の運営に当たり、雇用労働課では、下表のとおり「くらし再建パーソナルサポート事業連絡会議」を組織し、平成25年5月に第1回目の会議を開催した。その後、7月には関係部（福祉事務所、保険収納課、保険資格課、納税管理課、学校給食室、水道局等）の所属員約300人を対象に「意見交換会」を延べ30回程度実施し、事業内容の徹底を図った。これら一連の会議開催を契機として、税金やライフライン料金の滞納に基づく庁内部門からの紹介ケースが急増（注1）した経緯がある。

注1：平成25年8月～26年3月における庁内からの紹介相談件数は38件に上った。

### くらし再建パーソナルサポート事業連絡会議メンバー

市民協働部	部長、くらしセンター長、雇用労働課長、消費生活課長、市民相談課長、市民課長
健康福祉部	地域福祉室長、福祉事務所長、障害福祉課長、保健予防課長、保険給付課長、保険資格課長、保険収納課長
人権文化部	人権政策室長
財務部	債権管理室長、市民税課長、納税管理課長
こども未来部	こども政策室長、保育幼稚園室長
都市計画推進部	まちづくり総務室長
上下水道局	窓口課長
教育委員会	青少年育成課長、少年文化館館長、学校給食室長
(社福)豊中市社協	事務局長
(社)キャリアブリッジ	パーソナルサポートチームチーフ、若者サポートステーション責任者
障害者就労雇用支援センター	事務局長

支援調整会議については、雇用労働課長が議長となり、週1回、開催してアセスメントや支援プランについて多角的な検討を加えている。

### 支援調整会議の開催目的とメンバー

開催目的	毎週月曜日に開催し、新規と継続ケースの支援方針・プランを各々多角的に検討する。
メンバー	雇用労働課（職員・主任相談員・相談支援員・就労支援員）、「キャリアブリッジ（相談支援員）」、ケースにより市社協（相談支援員）が加わる。



### 3. 就労準備支援事業について

#### (1) 就労準備支援事業の運営状況

豊中市では、従来から個々の相談者の状況に応じた支援を可能にするため、きめ細かな支援メニューの開発を行ってきた。各支援メニューの運営に当たっては、下表のとおり、NPO法人や市民団体、社会福祉法人、民間営利事業者等、様々な事業主体からの協力を得ている。

#### 平成26年度 意欲喚起・就労準備支援・就労訓練事業

意欲喚起・就労準備支援・就労訓練事業参加者合計(平成26年4～8月)

(単位:回数、人)

委託先	事業名	場所・内容等	開催頻度	開催回数	延べ参加者数	参加者実数	開催時間(目安)	
NPO法人ZUTTO	居場所生活再生支援事業	【居場所プログラム】テーマーク・ワークショップ・ボランティア・掃除・体操・健康チェック	週2回	36	162	38	3～4時間	
		【職プロ】共同作業・軽作業・スキル発見・ワークショップ・ボランティア	週1回	15	80		2時間	
		【食ベロ】買い物・調理実習・食事・外食・健康チェック	週1回	19	58		2時間	
		【若者プログラム】ワークショップ・掃除・体操・食事・ボランティア・テーマーク	週2回	15	23		2～3時間	
緑化リーダー会	花とみどりの育成管理体験事業	種から花を育成 ・公園内の清掃・草抜き ・育成した花苗を販売	週2回	19	43	9	2時間	
花とみどりのネットワーク	農業ボランティア等就労体験事業	【とよっぴー】・11kgの堆肥袋詰め、積み上げ(800円支給)・市民向け堆肥販売(月4回・午前中)	袋詰め週1回	17	47	17	2時間	
		【ビニールはがし】・米飯の食べ残しビニールはがし ・とよっぴー2、5kg詰め込み	週1回	10	6		1時間	
		【野菜市①】・環境交流センターでの野菜市場	月1回	0	0		1時間	
		【野菜市②】・さわ病院で野菜市の手伝い ・販売机等の準備・片づけ、顧客対応	月1回	4	4		2時間	
		【事務作業体験】・エクセル、ワードを使用してデータ入力・加工・事務補助作業	週2回	34	28		2時間	
		【ポスティング】・さわ病院、環境交流センター周辺に宣伝ビラの個別配布	月1回	13	35		-	
ワークセンターとよなか	障害者授産施設等連携就業体験事業	・ショップ店内清掃 ・Tシャツたみ発送作業、PC入力、接客店番	週5回	86	106	7	5時間	
情報の輪サービス㈱	調理補助コース	調理補助、接客、レジ操作、日報作成、チラシやブログによる広報活動等(まかない付き・交通費支給)	応相談	39	39	1	5時間	
情報の輪サービス㈱	転職カフェ	ファンリテーターによる情報提供、ゲストスピーカーによるお話と対話、グループワークと交流(非正規雇用女性、求・転職中の女性、シングルマザー等を対象に、様々な分野のロールモデルとの出会いと語らいの機会を提供する)	週2回	2	20	20	2時間	
とよなか男女共同参画推進財団	パソコン習得コース	文字の入力、文書の作成・印刷、表の作成、グラフィック機能の利用、模擬問題集・過去問などの試験対策	週2回	14	168	12	2時間	
大都美装㈱	清掃コース①	道具の使い方、清掃の実習	週1～5回	17	17	3	3～6時間	
㈱ビケンテクノ	清掃コース②	道具の使い方、清掃の実習	週1～5回	0	0	0	3～6時間	
緑化リーダー会	園芸チャレンジコース	種まき(花・野菜)、水やり、用土づくり、抜根、土壌改良、植え付け、花柄摘み、施肥、受粉、挿し木、薬剤散布、果樹収穫、樹木選定(整枝)、生垣剪定、除草	週2回	44	64	3	2時間	
iDS㈱	ものづくりコース	かばん縫製の下処理	週5回	97	215	4	-	
みなと寮		配膳、農園管理、清掃等	随時	15	30	2	-	
就労訓練	やまや関西	雇用型	店舗での販売、品出し等	随時	72	72	1	-
	iDS㈱	非雇用型	かばん縫製の下処理等	随時	98	104	2	-
実習	とよなか男女共同参画推進財団	すてっぶでのパソコン実習	・パソコンスキルの習得 ・グループ学習	週1回	9	34	6	2時間
	庄内神社	庄内神社ボランティア	・保育所に隣接する神社内清掃、草抜き ・神社内軽作業	週1回	20	28	4	2時間
	企業内実習(生活保護受給者)	企業・事業所	・企業、事業所内での職場体験実習	随時	47	329	7	-
	企業内実習(生活保護受給以外)	企業・事業所	・企業、事業所内での職場体験実習	随時	33	165	5	-
<b>合計</b>				<b>777</b>	<b>1,879</b>	<b>141</b>	<b>-</b>	

(豊中市市民協働部資料)

#### 4. 就労訓練事業の推進について

平成 26 年度においては、下記 2 事業について、取組を行っている。

やまや関西	食料品量販店	量販店での販売、商品仕分け作業等をイメージする支援対象者のための訓練
i. D. S.	靴製造会社	縫製のほか、手作業・ものづくり等の仕事をイメージする支援対象者のための訓練

#### 5. 相談支援員の確保・育成について

相談支援員に欠員が生じた場合は、専門嘱託職員（豊中市では「一般非常勤職員」と呼称、7 時間 30 分、週 4 日勤務）として、人事労務、対人支援事業等の経験 3 年以上の人を対象に募集している。特に資格の有無を要件とはしていないが、結果としてキャリアコンサルタント等の有資格者が多くなっている。

相談支援員全員が支援調整会議に参加し様々な視点から意見を述べる機会を設けるなど、OJT 訓練を重視している。また、外部講師による専門研修を数多く実施すると共に外部機関等の研修参加を促すことにより育成している。

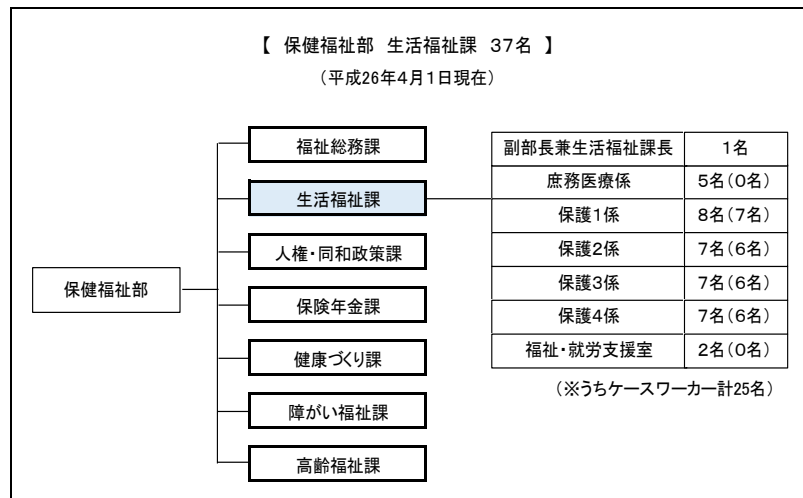
#### 6. モデル事業関係者からの声

- (1) 「再建パーソナルサポートセンター」として、従来の相談機能（地域就労支援センター）を活かしながら、無料職業紹介所を活用した出口まで一貫した就労支援を行っている。
- (2) 直営の相談窓口に加え、阻害要因が困難なケースを支援する専門家チーム（キャリアブリッジ）やコミュニティソーシャルワーカーがアウトリーチを行う豊中市社協と協力することにより、相談者にとって最適かつ迅速な支援を行える体制整備をしている。
- (3) 庁内外の関係機関と連携しながら早期発見・早期支援を行うと共に、支援が必要な人にはすべて支援が行き届くよう協力関係を築いている。
- (4) 豊富な就労準備支援事業等のメニューを設け、相談者にとって最適な支援を行うことができるよう、体制整備している。
- (5) 独自のシステムを構築して支援対象者ごとのケース管理を行っているが、モデル事業で提供されている月報等のシステムでは、必要な情報を十分に管理・記録することができず、必要十分なケースの進捗管理ができない。
- (6) 制度を作り出すことはできても、ボランティアを志す気持ちや優しい眼差しを施策により生み出すことはできない。豊中市社協は、「無縁社会」から脱却し、新しい助け合いの形（創縁社会）を作ることを目指している。その基盤は「信頼」であり、目の前の困っている人から逃げないこと、排除しないことが大切である。公助でも自助でもなく、地域の「共助」を育て上げる取組が必要である。

- (7) 評価体系が就業件数を中心とする「出口」に偏った指標になると、「出口」に至らなかった支援活動の評価が抜け落ちるおそれがある。相談総数などの「入口」件数も反映した評価が必要である。

### Ⅲ. 佐賀市の生活困窮者自立促進支援モデル事業の展開

佐賀市では、平成 25 年 10 月から本モデル事業を開始しており、所掌部は「保健福祉部 生活福祉課（所属員 37 名）」である。佐賀市は、本モデル事業の運営について、自立相談、就労準備、学習支援の 3 事業を「特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス」（以下「NPO S.S.F.」）に委託することとした。



#### モデル事業の委託状況

自立相談	就労準備	学習支援	開始年月
NPO スチューデント・サポート・フェイス	NPO スチューデント・サポート・フェイス	NPO スチューデント・サポート・フェイス	平成25年 10月

#### 1. モデル事業における自立相談支援事業の取組について

平成 25 年 10 月、「NPO S.S.F.」は、自立相談窓口「佐賀市生活自立支援センター」（受付、月～金曜日 11:00～18:00）を同法人事務所 1 階に開設した。



(「生活自立支援センター」の案内看板)

<p><u>特定非営利活動法人</u> <u>NPO スチューデント・サポート・フェイス</u></p> <p>平成17年7月設立 同年10月(法人化)</p> <p>《組織体制》 有給職員 常勤47名 非常勤10名 NPO法上の社員数 217名 (平成25年6月末現在)</p> <p>《活動内容》 アウトリーチ(訪問支援)活動を中心に、フリースペースの運営、就労支援、体験学習やスポーツイベントの開催、子育てに関する情報誌の発行、支援ネットワーク整備事業等、様々な活動で家庭教育をサポートしている。(団体HPより引用)</p>
---

「NPO S.S.F.」における相談支援事業の職員体制は、センター長の下、主任相談支援員1名、相談支援員2名、就労支援員1名、連絡調整員1名の計5名である。これらの職員はいずれも常勤で、キャリア・コンサルタント、産業カウンセラー、小・中・高校教諭、特別支援学校教諭、臨床心理士、社会福祉士、学校心理士等の有資格者が配置されている。

## 2. 庁内・関連機関との連携と支援調整会議の運営状況

自立相談支援事業の開始に当たっては、市報、ラジオ、フリーペーパーで市民向けの広報を行うと共に保健福祉部各課、納税課、こども家庭課、教育委員会、消費生活センターと連携し、事業内容の周知徹底を図った。また、市内各地区26カ所の民生委員・児童委員協議会で事業内容の説明を行い、民生委員、児童委員からの生活困窮者情報の提供を依頼している。

支援調整会議については、下記のとおり開催しているが、必要に応じて、「NPO S.S.F.」の専門職がチームとして知見を結集し、相談者の現状や資質についてのアセスメントを行う。さらに、実情に即したアウトリーチを行うことにより、面談だけでは分からない自宅環境や家族関係等の状況を把握する等の工夫を行っている。

### 支援調整会議の開催目的とメンバー

開催目的	月1回程度開催し、新規・継続ケースについて相談者の状況等を各々確認の上、今後の支援方針を協議・決定する。
メンバー	「生活福祉課 福祉・就労支援室（2名）」と「NPO S.S.F.（センター長、相談責任者）」の4名をコア・メンバーとする。

## 3. 就労準備支援事業について

「NPO S.S.F.」では、相談者ごとに下表のような生活状況レベルにあわせ、生活自立・改善、社会自立・参加、就労自立等に向けた各メニューを選び、レベルアップを図っている。相談者（65歳未満を対象）の自主性、興味や関心に沿った選択型のプログラムを提供している。

	対象者	支援段階	支援内容
1	生活習慣の形成が必要な者	生活自立支援段階	社会参加する上で、必要な生活習慣の形成のための指導・訓練（毎日、定時に出勤できるなど）
2	生活習慣は確立しているが、社会参加のために支援が必要な者	社会自立支援段階	就労の前段階として必要な社会的能力を身に付けるための指導・訓練（職場でのコミュニケーションがとれるなど）
3	就労に向けた実践的な支援が必要な者	就労自立支援段階	継続的な就労経験の場やセミナー参加の機会を提供し、一般就労への就職活動に向けた技法や知識の取得等を支援（パソコンスキルなど）

平成26年4～6月における就労準備支援プログラムの運営・参加者状況は下表のとおりである。

就労準備支援プログラム参加者合計(平成26年4～6月)

プログラム名	場所・内容等	開催頻度	開催回数	延べ参加者数	参加者実数	活動時間
農業体験	個人農家の畑を借りて植え付けから収穫までの一連の作業を体験する	週1回	12	13	2	2
商店街清掃	ボランティア活動の一環で白山名店街を中心に清掃活動を行う	週1回	11	28	4	1
車いす清掃	佐賀リハビリテーション病院にて、ボランティアとして車いすの清掃活動を行う	月1～2回	3	6	3	2
巡回図書	好生館の病棟を巡回して入院患者を対象とした本の貸し出しボランティアを行う	週1回	4	4	1	3
スポーツ	スポーツを通じて体力づくり、集団活動やコミュニケーションのトレーニング等を行う	月1回	3	6	3	2
陶芸	陶芸家の指導の下、陶芸について学んだり、実際の創作活動を通じて集中力等を養う	不定期	1	1	1	2
料理教室	料理作りを通じて、自立に向けた準備や流れ作業やチーム内での連携等について学ぶ	月1回	1	1	1	2
パソコンセミナー	イーニーズ(民間スクール)またはセンターにて、エクセル・ワード・パワーポイント等の研修を行う	週1～2回	34	42	10	2
内職	協力企業等との協働の下、造花作り等の内職を体験する	週1回	11	33	3	2
企業説明会	センター職員の同行や振り返り支援等の下、企業説明会に参加し就職活動の方法等を学ぶ	不定期	0	0	0	2
花壇作り	佐賀市等との協働の下、白山周辺の花壇の花の植栽や清掃等を行う	不定期	3	6	5	2
清掃	センター内の共同スペースを定期的に清掃し、社会人のマナーを習得する	週1～2回	10	16	5	0.5
ビジネスマナー	イーニーズにてビジネスマナーの座学や実習、履歴書等の作成を通じて就活準備を行う	週1～2回	0	0	0	2
イオン	イオンのバックヤードを使用し就労体験する	不定期	1	1	1	2
求人更新	求人スペースの情報を更新することにより就労の意識を高める	週1回	2	2	2	1
合計			96	159	22	—

(「特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス」資料、単位:回数、人、時間)

(注:参加者実数については、一人の参加者が複数の実習先を利用する場合があるため、合計が一致していない。)

また、平成25年度には、事業プログラム協力事業者を発掘するため、「子どもへのまなざし運動」(注2)を推進する佐賀市教育委員会と連携して、運動参加企業726社を対象に就業体験受入等について、アンケート調査を実施している。

注2:「佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例」(平成20年4月施行)において「家庭」「地域」「企業等」「学校等」を子どもを育む4つの場と位置づけ、それぞれについて、大人の役割と行動指針を提案している。佐賀市内の726社(平成25年10月現在)がこの運動に参加している。

## 4. 学習支援事業について

「NPO S.S.F.」は、佐賀市からの委託を受け、モデル事業として学習支援事業を運営している。原則、小学5年～中学3年生を対象に、生活自立支援センター内の一室で学習会（月・木 16:00～18:00）を開催の上、支援を行う方式である。

対象となる世帯の要件は右表のとおりで、生活保護受給世帯については、生活福祉課所属のケースワーカーが打診している。また、市教育委員会と連携し、不登校生徒の把握に努めている。

学習内容は、基本的に自主学習で、生徒に疑問点等があれば、担当の教師役（「NPO S.S.F.」職員、学生ボランティア）が対応している。遠方の子ども等については、週1回程度、訪問する家庭教師方式を採っている。

学習会は、平成26年4～8月に35回開催され、延べ106人の参加があった。家庭教師方式の学習指導については、延べ81回の訪問を行っている。

対象世帯の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給世帯</li> <li>・相談に訪れた生活困窮世帯で対象年齢の子どもがいる世帯</li> <li>・学校等の関係機関から支援要請があった世帯</li> </ul>
---------	---



（学習支援事業の案内チラシ）

学習支援事業においては、不登校等の課題のある子ども達もいるため、学習だけにとどまらず、学校のことや将来の夢、家庭のことなども含めて相談に乗る。

「NPO S.S.F.」では、アウトリーチ訪問支援や地域若者サポートステーションの運営等、これまでの支援事業の取組の中で、多角的なアセスメント手法（「Five Different Positions」）を開発し、活用している。

学習会と学習指導の実施状況

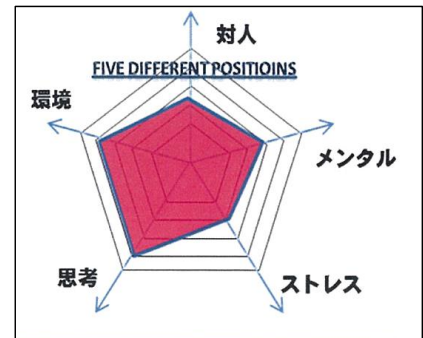
		25年度 (10月～)	26年度 (4～8月)
学習会	開催回数	28	35
	参加実数	10	9
	延べ参加数	115	106
学習指導	訪問回数	25	81
	参加実数	12	11
	延べ参加数	47	81

（単位：回数、人）

このアセスメント手法では、5つの項目（対人関係・メンタル・ストレス・思考・環境）について指標を設けており、支援者は「レーダーチャート」を作成する要領で、支援対象者に関する各項目のレベル評価を行う。各項目に基づき多角的にアセスメントすることで、例えば、「対人関係」が損なわれている場合、近い年代の支援者が担当するなど、支援対象者が抱える困難性に正しい角度からのアプローチを試みている。

#### 多角的アセスメント手法「Five Different Positions」

対人関係	対人的な恐怖感、拒絶感を抱いていないか、対人接触が可能か 等
メンタル	精神疾患を有していないか、精神的に安定して自制できるか、社会参加が可能か 等
ストレス	ストレス耐性が弱く、心身に影響が生じていないか、自制が可能で社会生活を営むことができるか 等
思考	悲観的で否定的な考えか、物事を客観的、合理的に考え助言を受け入れることができるか 等
環境	家庭内暴力や家族間の不和等で家族機能が損なわれていないか 等



## 5. 相談支援員の確保・育成について

相談支援員については、「NPO S. S. F.」が独自に運用している「選抜研修制度」によって、研修、養成、選抜された者を配置している。OJTによる複数段階の選抜を受けているため、支援員としての一定水準の支援力が担保されるほか、個々の支援対象者の特性を詳細に把握することが可能で、ケースの進捗管理や危機管理上の観点からも確実性が高いといえる。

これらの選抜研修制度に加えて、「NPO S. S. F.」及び事業等による定期的な研修も行い、レベルアップを図っている。例えば、月1回開催の全体会議では、ケースカンファレンスやグループワーク等を、また、朝礼では、臨床心理士による心理講座等を週1回程度行っている。

ボランティアからの育成の仕組みも作っており、ボランティアや学生向けの研修等も1～2カ月に1回程度行い、「NPO S. S. F.」の理念や本事業の意義等を伝えている。これらによって、適切な人材を確保の上、配置している。

## 6. モデル事業関係者からの声

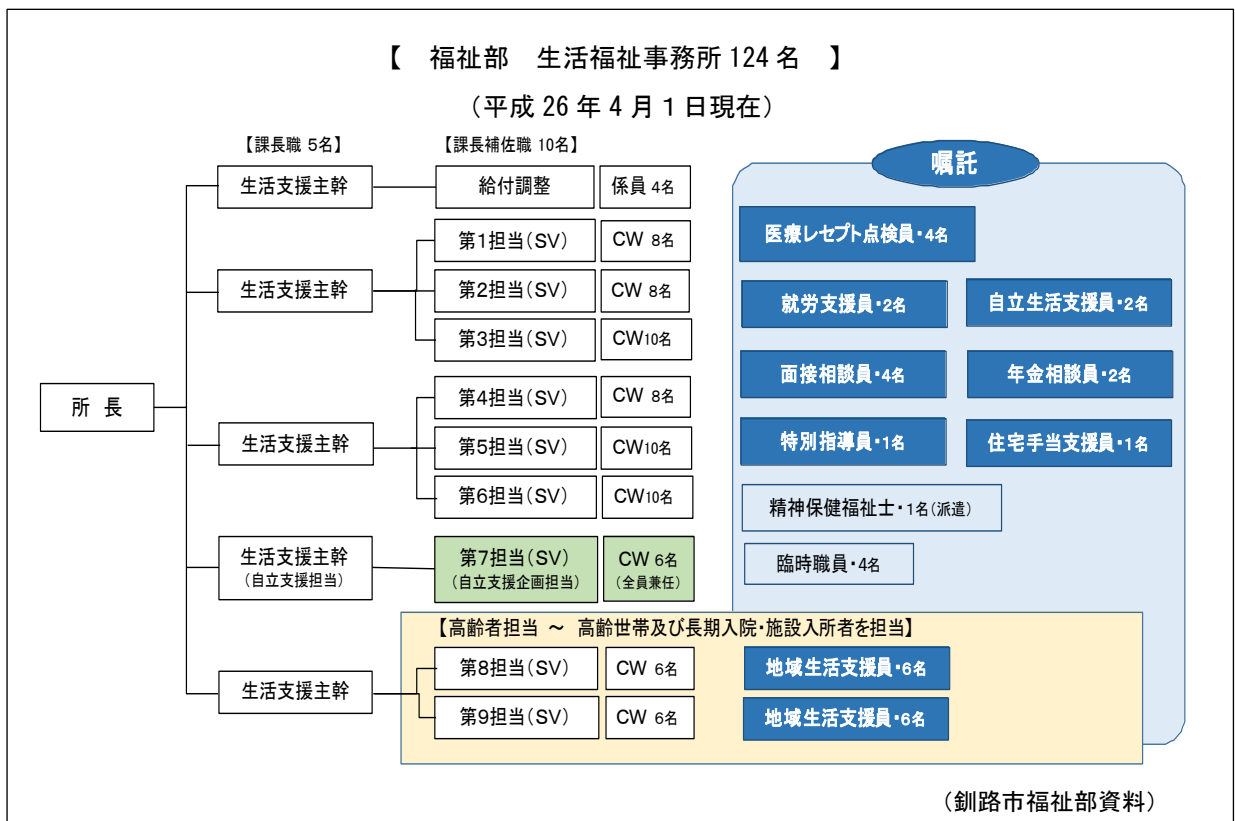
- (1) NPO法人と連携の上、自立相談から学習支援まで幅広く事業を推進している。
- (2) さが若者サポートステーションと佐賀県の子ども・若者総合相談センターが併設されていることにより、連携の頻度が高く、より有効なネットワーク活用型の支援が可能となっている。これらの連携は重要で、今後も継続していく必要がある。
- (3) 福祉行政にとっては、経済や雇用環境等が改善し、市民に対して十分な広報、周知を行った上で、なお、相談者や支援希望者が少なければ、それは福祉サービスを必要とする方が少ないということで、望ましいことと考えている。成果



の「見える化」は意識しながらも、相談者数や支援対象者数等、単に数字を追いかけるのではなく、きめ細かに支援事業の中身を充実させていきたいと考えている。

## IV. 釧路市の生活困窮者自立促進支援モデル事業の展開

釧路市における、本モデル事業の所掌部は「福祉部 生活福祉事務所（うち第7担当所属2名が事業担当者）」で、平成26年4月現在の所属員総数は下図のとおり、124名となっている。このうち正規職員数は92名で、平成20年4月時点の同72名からケースワーカーを中心とした大幅な増員を行っている。



モデル事業のうち、自立相談支援事業については平成25年4月から、就労準備支援事業については平成26年4月から、共に釧路協議会へ委託している。また、同協議会が中心となり、平成27年4月から生活保護受給者向け自立支援プログラムの対象を生活困窮者に拡大し実施できないか、自立支援ボランティア受託先と検討中である。

### 事業の委託状況

自立相談	開始年月	就労準備	開始年月
一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会	平成25年 4月	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会	平成26年 4月

## 1. 自立相談支援事業について

平成 25 年 6 月、釧路協議会は、釧路市からの委託を受け、市役所から徒歩 5 分の同協議会事務所 1 階に釧路市生活相談支援センター「らしごと」を開設した。運営は、センター長、主任相談支援員、及び相談支援員 2 名の体制（9：00～19：00 窓口受付）である。

自立相談支援事業の運営に当たっては、釧路市広報への掲載、「FMくしろ」

への出演等、テレビ・新聞等のマスコミ取材へ積極的に応じ市民への広報に努めた。

また、開設後数か月は、受付相談件数に対してプラン作成に至るケース数の割合が少なかったものの、相談者に対しアセスメントのための面接を重ね、時間をかけて丁寧に聴取することで、改善したとのことである。



（「釧路市生活相談支援センター」の外観）

## 2. 庁内・関連機関との連携と支援調整会議の運営状況

平成 26 年 2 月、生活福祉事務所は、モデル事業の運営における庁内連携の強化を図るため、下表の関係 18 課を対象とする第 1 回目の「生活困窮者庁内連携連絡会議」を開催し、新法の趣旨・意義を共有した。その後、6 月に第 2 回目の「連携連絡会議」を開催し、釧路協議会職員から事業報告を受けると共に、税金の滞納等の具体的な事例を想定して、生活困窮者対応の流れ、適切な情報提供の方法、及び案内ツール等について確認を行った。こうした一連の会議の結果、①水道料滞納者への諸通知文書に「自立支援相談窓口」誘導文書の同封、②税金滞納者への市担当窓口訪問に相談支援員が同行、③庁内ロビーの電光ニュース板に「自立支援相談窓口」開設案内を掲示、④応募が無かった児童館清掃係の求人情報の提供等、より踏み込んだ庁内連携がみられ始めた。

### 生活困窮者庁内連携連絡会議メンバー(18課)

1	福祉部	生活福祉事務所	10	子ども保健部	健康推進課
2		地域福祉課	11		医療年金課
3		障がい福祉課	12		国民健康保険課
4		介護高齢課	13	産業振興部	商業労政課
5	総務部	納税課	14	都市整備部	住宅課
6	総合政策部	都市経営課	15	上下水道部	サービス課
7		市民協働推進課	16	学校教育部	教育支援課
8	市民環境部	市民生活課	17	阿寒町行政センター	保健福祉課
9	子ども保健部	子ども支援課	18	音別町行政センター	保健福祉課

また、支援調整会議については、下表のとおり、月1回以上を原則として、随時開催している。

支援調整会議の開催目的とメンバー

開催目的	随時（月1回以上）開催し、支援決定及びケース検討を行う。
メンバー	センター長、主任相談支援員、相談支援員、「生活福祉事務所（行政職員）」、必要に応じて関係機関の委員

### 3. モデル事業に関する事業評価の試み

釧路市では、一般就労が困難な環境の中、中間的就労に一つの活路を見出してきた。また、プログラムの事業（中間的就労）評価については、SROI（社会的投資収益率）（注3）という手法を先駆的に試みている。従来の就労自立件数に焦点を当て経済的収益のみに直目した事業評価では、日常生活自立や社会生活自立を目指し、「多様な働き方」を前提とする中間的就労を包括して評価することができない。例えば、ひきこもりが長期化すると病気になるリスクが高まるが、中間的就労で生活習慣が改善すれば長期的には医療コスト改善に貢献してくれる。このような社会的収益についても貨幣価値換算して評価の対象とする手法の採用を手掛けている。

注3：「Social Return on Investment」は、経済的収益に加えて社会的収益にも着目し、事業を評価する手法として開発された。事業によって創出された社会的価値を貨幣価値に換算した結果とその価値を創出するために投じられた費用を比較することで算出する。

$SROI$ （社会的投資収益率）＝貨幣価値換算された社会的価値/投入された費用

「貨幣価値換算された社会的価値」とは、例えば、当該事業によって就労を実現した対象者が獲得した賃金、対象者の健康状態の改善による社会保障費や医療費の削減、税収の増加などが対象となる。一方、「投入された費用」とは、例えば、人件費等の事業経費などである（厚生労働省 平成25年度セーフティネット支援対策事業「新たな就労支援（中間的就労）事業の社会的価値に関する調査報告書」（平成26年3月）ビズデザイン株式会社、から引用）。

平成25年度に生活福祉事務所は、独自に「就労体験プログラム」における「精神障がい者授産施設における作業体験事業」についてSROIを算定した。その結果、この事業について、「 $SROI = 1,076,662 \text{ 円} / 564,030 \text{ 円} = 1.91$ 」との評価結果（注4）を得ている。

注4：「SROIを用いた釧路市生活保護自立支援プログラムの事業評価」（社会福祉研究 第119号）

我が国ではSROIによる事業評価体系が確立されてはいないが、釧路市では中間的就労の事業継続性や参加者の活動意義を支持するため、今後ともその導入に取り組む方針とのことである。

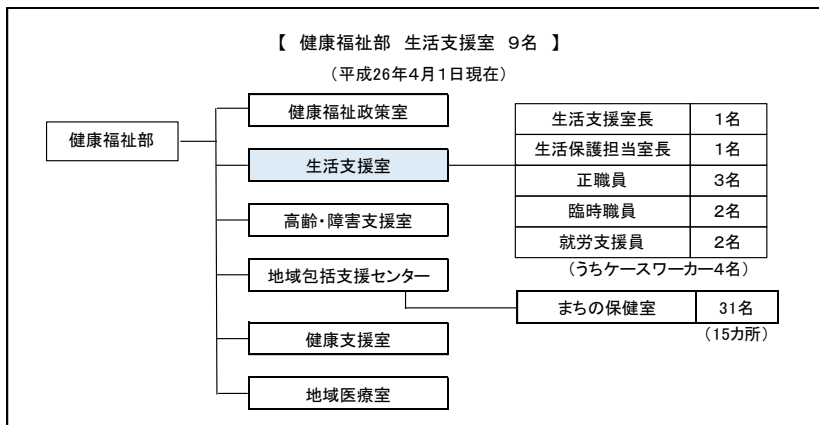
#### 4. モデル事業関係者からの声

- (1) 生活困窮者を相談（入口）から就労（出口）までワンストップで支援できる体制の構築を目指して、無料職業紹介所の開設に向け取り組んでいる。
- (2) 生活困窮者の支援事業においては、相談者の生活基盤が脆弱で状況が刻々と変化することが多いため、最終的なプラン終了の判断が困難である。
- (3) 「生活困窮者自立支援釧路圏域協議会」（平成 26 年 3 月発足）や「（仮称）生活困窮者自立支援協議会」を運営（立ち上げ）し、ハローワークや社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめとする社会資源、及び釧路圏域の町村・管内関係機関等を含む、より広域にわたる関係部署・機関における庁外連携の強化が課題である。
- (4) 家計相談支援を実施するに当たり、行政直営で貸付事業を行うことは難しいため、社会福祉協議会等の協力が必要である。しかし、社会福祉協議会等の生活福祉資金貸付制度は貸付審査基準等において、生活困窮者支援の「プロセス支援」と考え方や仕組みが違い、貸付に至らないことも多い。そのため、生活困窮者支援にも活用でき得る貸付制度としていくことを検討する必要がある。

## V. 名張市の生活困窮者自立促進支援モデル事業の展開

### 1. 「なばり暮らしあんしんセンター」の開設

名張市では、平成25年7月から本モデル事業を開始しており、所掌部は「健康福祉部 生活支援室（所属員9名）」である。また、名張市社協と密接に連携しており、名張市社協は、平成24年4月、「なばり暮らしあんしんセンター」を総合相談窓口として開設している。開設場所は、同協議会が入所する「名張市総合福祉センター」



2階で、1階にはハローワーク、無料職業紹介所も設置されている。

名張市社協が取り組む「自立生活サポート事業」「福祉資金貸付事業」「地域福祉権利擁護事業」「法人後見事業」等を本センターにまとめ、総合的で制度横断的な相談支援体制を構築するものである。そして、平成25年7月から、さらに自立相談支援事業として発展的に展開している。

名張市では、本モデル事業において「自立相談」「就労準備」「家計相談」の3事業を名張市社協へ委託し、残る「学習支援」事業のみを直営で運営している。

#### モデル事業の委託状況

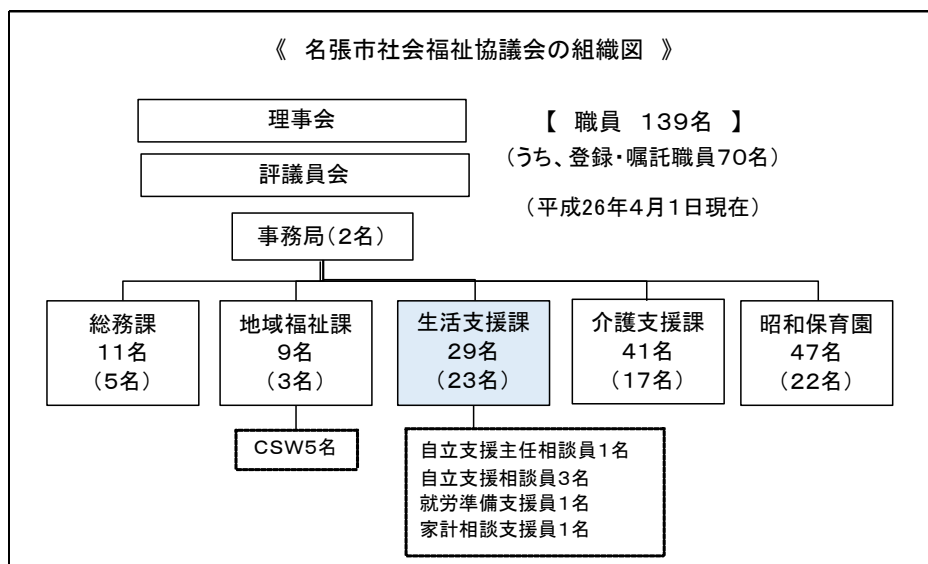
自立相談	就労準備	家計相談	学習支援	開始年月
名張市社会福祉協議会	名張市社会福祉協議会	名張市社会福祉協議会	行政直営	平成25年7月

### 2. 自立相談窓口の運営体制

名張市社協における自立相談支援事業の職員体制は、主任相談員1名（就労訓練事業推進と兼務）、相談支援員3名（うち1名は臨時）、就労準備支援員1名の計5名である。平成25年10月から専用フリーダイヤル（注5）も設置しており、月20件弱の入電があり、うち3～4件が自立相談支援の対象となっている。

注5：[TEL:0800-200-7831(なやみ一緒に)] 受付（月～金10:00～16:00）

また、事業の開始に当たっては、「社協だより」、ケーブルテレビで事業紹介や専用フリーダイヤルの案内等の広報を行った。



### 3. 市内・関連機関との連携と支援調整会議の運営状況

名張市社協は、自立相談支援事業の運営において主に市生活支援室、地域包括支援センターと緊密に連携している。地域包括支援センターを通じては、所轄の「まちの保健室」に配置された保健、福祉の専門職から必要に応じて情報を共有している。

支援調整会議の開催目的とメンバーは下表のとおりで、随時、事前相談を行い、定例会議による承認を受けている。なお、相談者本人はいずれにも参加しない。

#### 支援調整会議の開催目的とメンバー

開催目的	関係者間での事前相談やケース検討会を随時行い、作成したプランを毎月1回開催の定例開催支援調整会議において内容検討の上、決定する。
メンバー	社会福祉協議会（支援相談員）、生活支援室（室長）・（ケースワーカー）、地域包括支援センター室（センター長）、無料職業紹介所（支援員）

さらに、広く関係者から意見を求め、事業内容を効果的かつ計画的に行うため「運営推進協議会」を右表のとおり組織している。年3回程度、会議を開催の上、地域における支援体制を構築、推進している。

#### 運営推進協議会メンバー

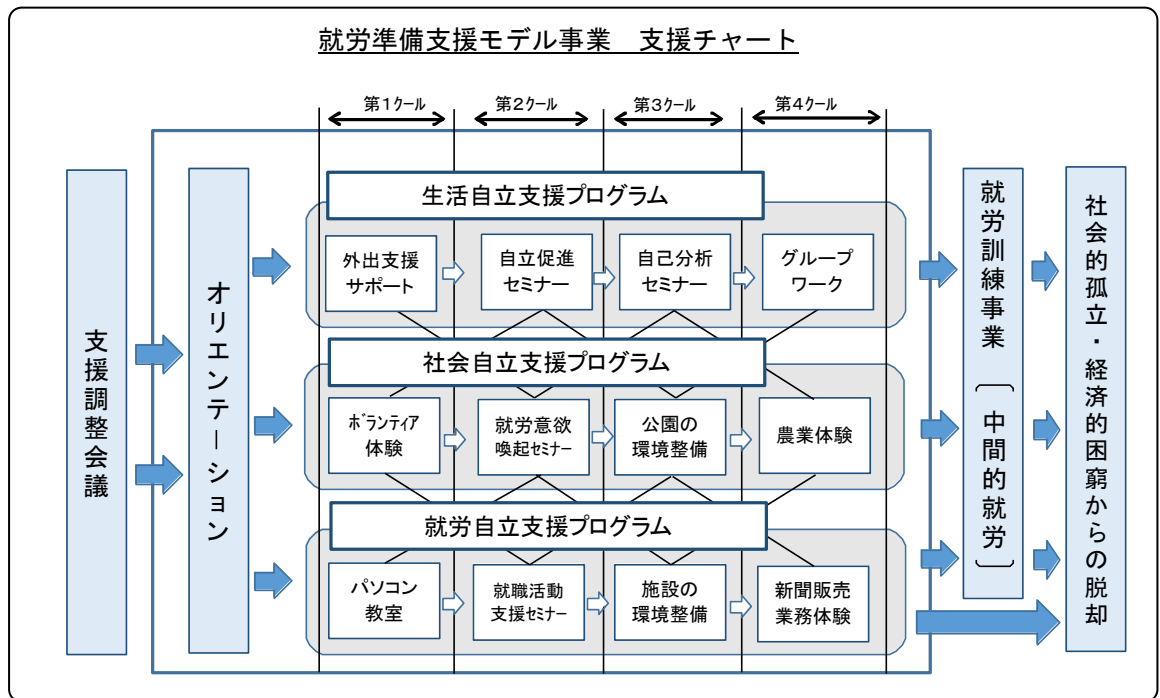
選出区分／役職		員数
学識経験者 大学教授		1
社会福祉法人	障がい施設長	1
	高齢施設長	1
地域づくり組織代表者の代表(会長)		1
民生委員・児童委員の代表(副会長)		1
ボランティア団体の代表(事務局長)		1
就労支援協力事業者	地元企業 代表取締役	2
	NPO 理事長	1
名張市 担当室長等		5
社会福祉協議会 事務局長		1
合 計		15

## 4. 就労準備支援事業について

### (1) 就労準備支援事業の運営状況

名張市社協では、平成24年10月から「社会的な居場所づくり事業」を開始しており、そのノウハウを活かしながら、一人ひとりに合った段階的な支援を行っている。支援調整会議で支援が決定されるとオリエンテーションを実施し、複数の適性検査等を踏まえて相談者と課題の共有を行ったのち、各支援プログラムを選択する。

プログラム内容は、下図のように「生活自立支援」「社会自立支援」「就労自立支援」の3コースから構成されている。



(名張市社協資料を一部改変)

平成26年度における事業プログラムの運営状況は、下表のとおりである。

### 就労準備支援事業プログラムの運営状況(平成26年4～8月)

協力事業所 (プログラム名)	場所・内容等	開催 頻度	活動 回数	延べ 参加者数	参加者 実数	活動 時間
NPO法人アガペの家	農地で植え付けから収穫までの一連の農作業を体験し、健康維持、体力回復、集団作業の訓練を行う。	週1回	20	89	5	4
(株)アサネット	新聞販売店においてポストイングを体験する。健康維持、体力強化の効果を見込む。	週2回	10	15	2	2
	合計		30	104	7	—

(単位:回数、人、時間)

### (2) 社会自立支援プログラム～農業体験

「NPO法人 アガペの家」(以下「同法人」)は、平成26年1月から社会自立支援プログラムの中で「農業体験」の場を提供している。働き場のない人々にリハビリと生き甲斐を提供するため、平成17年6月に法人設立された。生活体験学習事業、相談事業等を行い、社会的自立に寄与することを目的としている。



現在、同法人では、提供された休耕地等、17区画の農地を耕作しており、収穫物はバザーや一部はスーパー店頭で販売し、また、皆で一緒に美味しく味わっている。平成26年8月現在、就労体験プログラムには5名が参加している。毎週1日4時間程度の農業体験で、事業所には1,000円が支払われる。なお、作業に伴う事故補償については、名張市社協が保険を付保している。

同法人の天野代表理事は『太陽のもとで土に触れる農業体験で、誰もが心と身体を癒やされる。』と事業における農作業の有効性を語っている。



(農業体験の様子)



(収穫された野菜たち)

## 5. 家計相談支援事業について

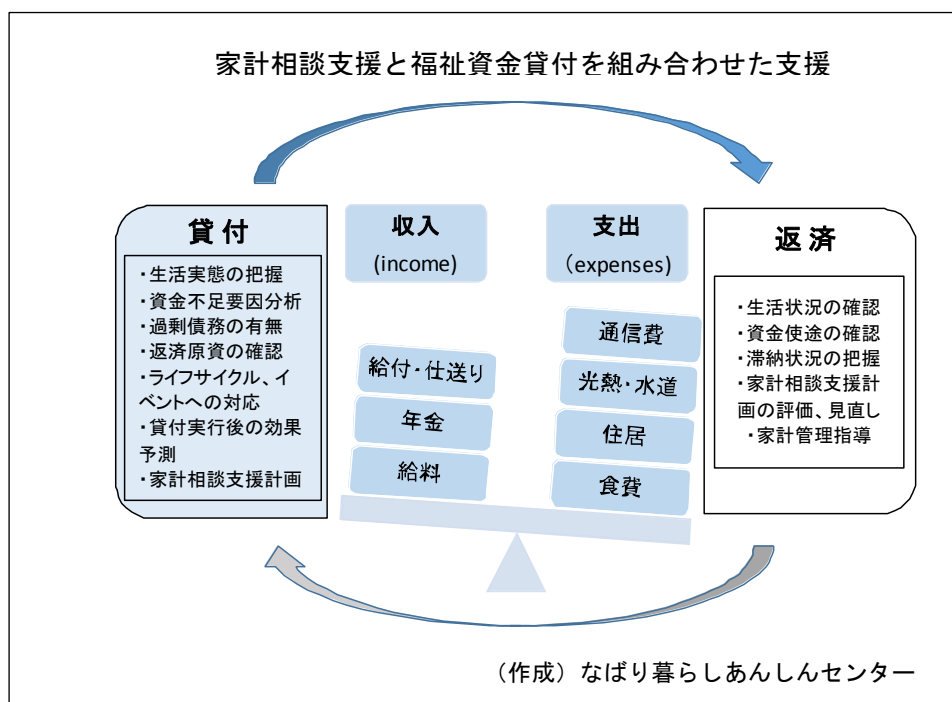
名張市は、家計相談支援事業についても名張市社協へ委託しており、家計相談支援員1名（福祉資金貸付業務と兼務）が担当している。自立相談窓口と同じ事務所であることから、支援員の同席が容易で、アセスメント等の共有がスムーズに行われている。

名張市社協では、従来から下表のと通りの貸付事業実績を有しており、家計相談支援と福祉資金貸付を組み合わせた支援を行っている。

### 名張市社協の貸付事業実績の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生活福祉資金	貸付件数	25	24	13	37	19
	貸付金額	18,563,516	16,922,157	5,441,177	11,193,500	8,085,000
*地域福祉金庫	貸付件数	56	73	84	97	113
	貸付金額	1,435,000	1,843,000	2,053,000	2,279,000	2,527,000

(\*名張市社協独自の小口貸付制度、単位:件数、円)



## 6. 学習支援事業について

### (1) 学習支援事業の運営体制

名張市では、教諭OB2名を雇用の上、各家庭への訪問（家庭教師）方式による学習支援事業を行っている。支援対象は、生活保護世帯における中学1～3年生で、原則、週1回2時間の放課後訪問方式を採っている。支援対象者については、市教育委員会との連携の下、当該中学校の担当教師から対象生徒の学力や生活状況を聴取した上で、決定している。

平成26年8月現在、7名の中学生（うち1名は週2回）を対象に学習支援を実施している。支援に当たっては、保護者と事前面接し、申込書の提出をもって開始する。当該世帯担当の生活支援員も同行するなど、全市関係者が一体となったの取組である。

### (2) 学習支援事業の運営状況

事業関係者からの話では、支援対象のほとんどの家庭では学習環境が整っておらず、生徒にも学習意欲が乏しく、基礎学力が欠けており、読書や学習習慣の全くない状態から支援を開始しているとのことである。したがって、まず、学習計画を立て日々の学習の記録を付けることで家庭学習を習慣化させることから始め、定期テストを目標として意欲を引き出している。学習の対象は基本5教科であるが、実際は数学と英語が中心となっている。

OB教師による家庭教師方式であり、個々の生徒の学力状況に即した適切で柔軟な指導が可能である。したがって、生徒の状況に合わせて、必要なら小学校レベルからの学び直しを行い、教材や教具も工夫する等、取り組みやすい形で支援を進めている。これを受けて、生徒には意欲と集中力の向上をはじめ、学習習慣と基礎学力を少しずつ身に付け、宿題も提出できるようになる等の成果が現れている。定期

テストの結果も直実に上昇している。

積極的にコミュニケーションをとることで、保護者からも学習机等の環境整備等、理解と協力が得られるようになってきている。

### **(3) 学習支援事業の運営に当たって**

集合型のグループ学習方式では、程度の差はあるものの、必ず、取り残される生徒が発生する。これに対して、各家庭への訪問型の家庭教師方式では、生徒が学力面で取り残されるリスクは全くない。さらに支援を受ける生徒たちの匿名性が極めて高く保護される。

しかし、保護者の不在時には訪問しないことを原則としているが、夜間等に家庭内に入ることにについて、保護者から事前了承を得る必要性があるなど、支援事業を進めるに当たっては、保護者との関係づくりが重要とのことである。

当市では、生活保護世帯の子供の学力には個人差が大きいとの観点から、訪問型の家庭教師方式を採用している。しかしながら、支援者数から対象生徒数が限定され、本来、学習効果を高めるためには、週2回2時間の訪問が望ましいが、現在の支援体制では困難となっている。また、集合型のグループ学習方式とは異なり、①家庭ごとに学習環境に格差が生じる、②支援者採用に伴う市の財政負担、③フルに稼働すれば、支援者自身に夜間にかけて勤務する身体的な負担が生じる、といった課題が挙げられている。

## **7. 相談支援員の確保・育成について**

相談支援員の育成については、外部の研修等へ積極的に参加させるほか、名張市社協内で定期的にケース検討会を開催し、知識の習得や能力の向上に努めている。

## **8. モデル事業関係者からの声**

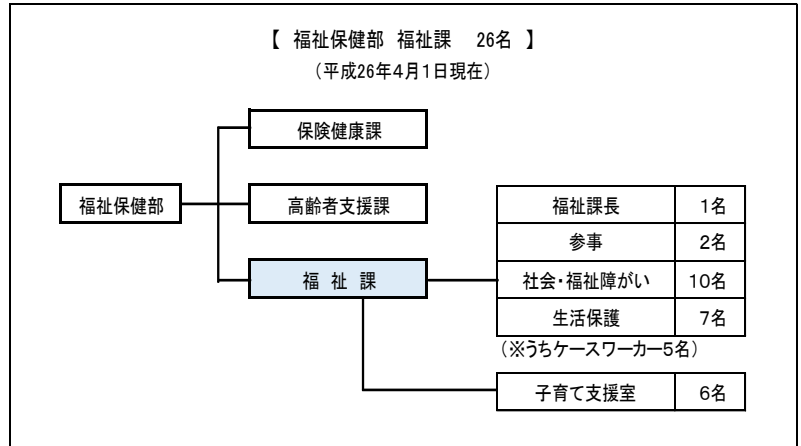
- (1) 自立相談支援から学習支援事業まで全分野で事業を展開している。
- (2) 事業運営に当たっては、名張市社協の持つ資源を最大限に活用できるよう、個人を対象とした各種相談支援事業を整理統合してひとつにまとめ、総合相談支援体制を構築している。
- (3) まだ地域において社会資源も少なく、どこの支援機関にもつながらない要支援者は本モデル事業で対応することになり、ある一定数のケースの滞留は避けられない状況にある。
- (4) 現在、モデル事業においては、被保護者にも対応できるとされているが、来年度以降、新法と生活保護法で分けて支援を行うのは現場の対応として難しいところがある。ボーダーライン層に対する支援は、生活保護の受給と廃止の間で変動することが有り得るので、その際には一貫した支援が行える制度設計が望まれる。

## VI. 臼杵市の生活困窮者自立促進支援モデル事業の展開

臼杵市では、『生活困窮を取り巻く、様々な社会資源をつないで、問題解決に取り組んでいく』との基本方針の下、平成25年10月から本モデル事業を開始した。所掌部は「福祉保健部 福祉課

(所属員26名)」であるが、実施に当たっては、自立相談、就労準備、家計相談支援事業を臼杵市社協へ委託した。

臼杵市社協は、さらに就労準備支援事業を「特定非営利活動法人 ワーカーズコープ」、家計相談支援事業を「グリーンコープ生活協同組合おおいた」へ再委託している。



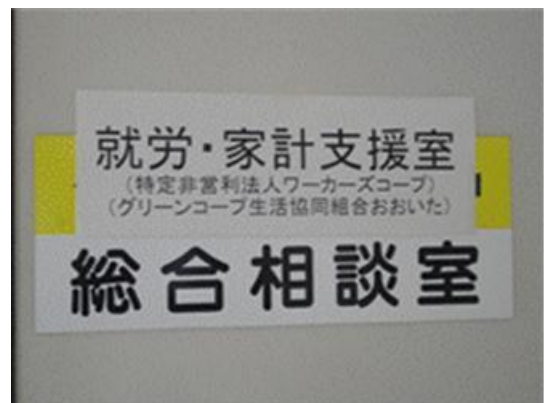
### モデル事業の委託状況

自立相談	就労準備	家計相談	開始年月
臼杵市社会福祉協議会	臼杵市社会福祉協議会 (「ワーカーズコープ」)	臼杵市社会福祉協議会 (「グリーンコープ生活協同組合おおいた」)	平成25年 10月

### 1. モデル事業における自立相談支援事業の取組について

臼杵市社協は、平成23年度から取り組んでいた総合相談事業を発展的に展開し、臼杵事務所（臼杵市社会福祉センター）と野津事務所（野津保健センター）内にモデル事業として「総合相談室」（受付月～金曜日、9:00～16:00）を開設した。窓口運営は、両事務所に配置された相談支援員各1名（ともに社会福祉主事の有資格者）により行われている。

また、総合相談室の開設に当たり、市報・「社報だより」による広報、及び民生委員・児童委員協議会等の関係機関への事業案内を行っている。

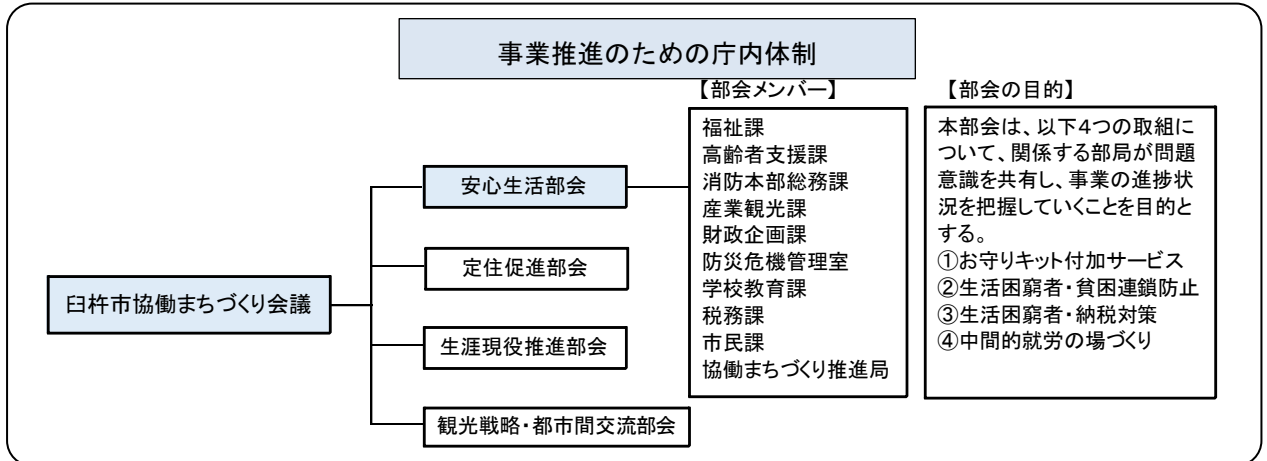


(「総合相談室」の案内看板)

## 2. 庁内・関連機関との連携と支援調整会議の運営状況

臼杵市では、平成 25 年度に庁内の連携が必要な 4 重要施策である、①安心生活、②空き家対策・定住促進、③地域コミュニティ・子育て、④都市間交流・観光戦略、について議論する「協働まちづくり会議」を設置した。

本モデル事業の運営については、下記のとおり、安心生活部会のメンバー各課が参画しサポートを行っている。



また、支援調整会議については、福祉課が主催の上、下記のとおり毎月 1 回開催している。

### 支援調整会議の開催目的とメンバー

開催目的	月 1 回開催し、新規ケースについて相談経緯、相談内容、及びプラン策定等、継続ケースについては支援進捗状況等を各々確認の上、今後の支援方針を協議する。
メンバー	福祉課（職員、ケースワーカー）、臼杵市社協（相談支援員）、事業委託先事業者（就労支援員、家計相談支援員）をコア・メンバーとし、必要に応じその他関係機関担当者が参加する。

## 3. 就労準備支援事業について

就労準備支援事業は、臼杵市社協から「特定非営利活動法人 ワーカーズコープ」へ再委託されており、2 名の就労支援員が配置されている。相談者は、就労支援員によるアセスメントと本人の意思を確認した後、次ページ表のような就労体験プログラムに参加している。

これらの事業プログラムは、臼杵市社協が中心となって地域の中から掘り起こしたものである。例えば、



（廃校舎を利用した「磯端会議」のワビ養殖

：HPより）

表中の「磯端会議」は「井戸端会議」にちなんで名付けられた生産組合であるが、廃校となった中学校を市教育委員会から無償で借り受け、地域の特性を活かしたアワビの養殖等を行っている。

臼杵市では、さらに安心生活部会の中に「中間的就労の場づくり」検討連携会議を設置し、産業観光課、農林振興課等も参加して農林水産業の資源を活かした就労の場づくりを検討している。

### 就労準備支援事業プログラム運営状況(平成26年4～9月)

協力事業者	場所・内容等	開催頻度	活動回数	延べ参加者数	活動時間
有限会社マツモト・メディカル	タオルたたみ作業	毎月6～12回	56	72	12
臼杵市立 下南保育所	保育助手	6月:14回 7月:8回	22	22	8
<b>あわび生産組合「磯端会議」</b>	アワビの養殖他海産物の加工	9月:7回	7	11	5
かぼす農家	カボス収穫	8月:1回	1	4	2
ピーマン農家	ピーマン収穫	7月:3回 9月:2回	5	12	4
合計			91	121	—

(臼杵市福祉保健部資料、単位:回数、人、時間)

また、生活自立支援「生活力向上セミナー」として、相談者を対象に生活習慣回復のためのプログラムを実施している。地域の特産品の収穫体験や調理実習会を公民館等において開催し、グループでの調理作業等を通じて、自らの健康・生活管理と生活習慣の回復を目指すものである。本セミナーには、家族の参加もあり、皆で地元の食材で作った料理を味わっている。

## 4. 家計相談支援事業について

家計相談支援事業については、「グリーンコープ生活協同組合おおいた」へ再委託されており、2名の家計相談支援員が週4日駐在(注6)し、相談業務を担当している。

注6:受付時間10:00～16:00で月・火・金曜日が臼杵事務所、木曜日が野津事務所。

臼杵市社協では、独自の緊急小口貸付制度を有しており、次ページ表のとおり、相談者の生活状況に応じたきめ細かな貸付を実行している。このため、家計相談支援においても、この臼杵市社協への貸付の申し込みに伴い相談に訪れるケースが多くなっている。

相談支援員によると、支援事業において「相談者と向き合う」という言葉が使われるが、実際は「向き合う」のではなく「同じ方向を向いて」取り組むとのことである。相談者の主体性を引き出し、家計簿診断・ライフプラン作成を行い、家計管理の目標を定め、ともに並んで走る。相談者が、つまずいたときには「いろいろな人の顔が浮かんでき

て、再び、立ち上がる」そんな関係づくりが大切だという。

### 臼杵市社会福祉協議会の貸付実績(平成26年4～8月)

	主な借り入れ理由等	貸付金額 (円)
社協独自貸付 (緊急貸付)	(60代) 親族の葬儀関係費用、生活費から払えず	30,000
	(60代) ライフラインが止まる	30,000
	(20代) ライフライン期日まで払わないと止まる	50,000
	(60代) 孫の学校制服代の支払いが難しい	20,000
	(60代) ライフライン復旧のため	25,000
	(50代) 生活費	50,000
	(70代) 医療費を払うとライフラインが止まる	30,000
	(60代) 就労収入あり、年金少ない。生活費(食材分)	30,000
	(60代) 年金支給日までの生活費	10,000
	(40代) 年金支給日までの食材費(延べ7件)	54,000
	(60代) 生活費	30,000
	(60代) 生活費	15,000
	(60代) 年金支給日までの生活費	100,000
	(70代) 年金支給日までの生活費	40,000
生活福祉資金	(40代) 二種免許取得費用	274,000
	(10代) 高校入学支度費	140,000
	(70代) 給湯器破損修繕費	100,000
	(10代) 高校入学支度費、通学定期代	123,000
	(60代) 孫の学校制服代	50,000
	(70代) 冷暖房機購入代金	63,000
	合計 : 20人 1,264,000円	

(臼杵市社協資料)

### グリーンコープ生活協同組合について

- 2006年に「グリーンコープ生活再生事業」を開始し、以下の2事業の取組を行っている。
  - ①相談事業 : お金や暮らしの経済の問題で悩んでいる人に、信頼できる弁護士・司法書士への同行相談も含めて解決に当たる。
  - ②貸付事業 : 丁寧に詳細な家計の把握と見直し(家計簿診断・ライフプラン作成)を行った上で、生活再生のための貸付を行う。

## 5. モデル事業関係者からの声

- (1) 地域資源を活用した就労準備支援プログラムの開発・提供について、積極的に取り組んでいる。
- (2) 今すぐ就労が困難なケースや生活習慣等に課題のある相談者を対象として、短時間の軽作業を通じ、生活習慣の形成・回復と健康・生活管理意識の醸成を目的とした生活自立支援訓練「生活力向上セミナー」を実施している。
- (3) 今後、支援対象者の増加が見込まれており、プログラムの仕組みづくり、居場所や社会参加の場づくりが重要となる。生活困窮者の枠を越え、幅広い相談者を対象とした地域の特性を活かした仕事づくり、掘り起こしが必要である。
- (4) 家計相談支援事業は、相談者の生活に直接、干渉する事業であるため、相談者が支援プラン作成を受け入れるまでに時間を要する。
- (5) 本市には、中小事業主が多いため、就労訓練事業の認定がどのような基準となるか注目している。

以 上